

トンネルじん肺の根絶を求める意見書

トンネル建設工事に伴う職業病とされるトンネルじん肺は、いまだ多くの被災者を出し続けています。改正じん肺法が施行されてから30年を経た現在でも、全産業のじん肺患者のうち約24パーセントがトンネルじん肺被災者であるという深刻な状況にあります。

トンネルじん肺を根絶するためには、じん肺防止の行政責任を負っている国が、現在のじん肺防止施策を抜本的に見直し、国の有する権限を適切に行使することが不可欠であると考えます。

よって国におかれては、トンネルじん肺の根絶を図るため、下記の事項について実施してくださるよう強く要請します。

記

- 1 トンネルじん肺被災者の防止対策と早期解決を図ること。
- 2 公共工事によって発生するトンネルじん肺被災者の早期救済を図るため、工事元請企業等が参加・拠出する「トンネルじん肺補償基金」の創設に向けた協議の場を設けるなど、基金創設への努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月26日

上田市議会議長 土 屋 陽 一